

船橋市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市総合教育会議運営要綱（平成27年7月8日制定）第6条の規定に基づき、船橋市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴の手続)

第2条 市長は、会議（全部を非公開で行うものを除く。）の傍聴申込みの受付を会議開会時刻の1時間前から行い、先着順に傍聴券を配布するものとする。

2 傍聴人の定員は、会議の開催の都度、市長が会議場の収容人員等を考慮して定める。

3 市長は、会議開会時において傍聴者が定員に満たない場合は、会議の妨げにならない範囲内で、会議開会后においても先着順で傍聴者を追加することができる。

4 前各項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって市長が認めるものは、会議を傍聴できるものとする。

5 傍聴人は、退場する際に傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) その他、市長が傍聴することを不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) みだりに傍聴席を離れないこと。

(2) 私語、談話、拍手等をしないこと。

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

(4) 飲食、喫煙等をしないこと。

(5) その他、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真撮影等の制限)

第5条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を得なければならない。

(傍聴席以外の入場禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、市長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする決定がなされたとき、又は前条の規定により退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会議で定める。

附 則

この要領は、平成27年7月8日から施行する。